

建設教育訓練助成金（建設業人材育成支援 - 経費助成）計画届

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

建設教育訓練助成金（建設業人材育成支援 - 経費助成）の計画の届出を行います。

(届出年月日) 平成 年 月 日

届出者	① (フリガナ) 中小建設事業主の団体等の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地 代(フリガナ)理(フリガナ)人の(フリガナ)名 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒 (電話) 印 〒 (電話) 印				
	② 担当者の職名及び氏名	イ 職名	ロ 氏名			
	③ 設立年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	④ 構成事業主数 社			
	本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無		有 (名称:) ・ 無			
	過去3年間の不正受給の有無		有 ・ 無			
建設業人材育成支援事業計画	⑤ 事業の種類	⑥ 事業の内容	⑦ 現在値 上段: 目標 a 中段: 目標 b 下段: 目標 c	⑧ 目標値 上段: 目標 a 中段: 目標 b 下段: 目標 c	⑨ 実施時期	⑩ 所要費用見込額
						円
						円
						円
						円
						円
	所要費用見込額計					

(注) 1. この計画届を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局・安定所処理欄

受理印
番号

建設教育訓練助成金（建設業人材育成支援 - 経費助成）の計画の届出について

1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（建設業人材育成支援 - 経費助成）計画届（以下「計画届」といいます。）は、次のイ(イ)から(ハ)のすべての要件に該当する中小建設事業主団体（以下「団体」といいます。）が、所在地を管轄する都道府県労働局（以下、管轄労働局という）長へ届出を行って、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除き、大学及び高等専門学校においては、建設事業関連の学科を置くものに限る。以下同じ。）又は同法124条に規定する専修学校（建設事業関連の学科を置くものに限る。）（以下「学校等」という。）の児童、生徒若しくは学生（以下「学生等」という。以下同じ。）又は教員を対象として、次のロの(イ)及び(ロ)から(ニ)のいずれかに掲げる事業（以下「建設業人材育成支援事業」という。）を行う場合に管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
 - イ 団体としての要件
 - (イ) 学生等又は教員の人材育成に関する調査を実施するものであること。（以下、「建設業人材育成支援事業調査」という。）
 - (ロ) 学生等又は教員の人材育成の実態からみて、適切であると認められる事目標値を実施する事業ごとに3項目以上（ロの(ロ)に掲げる事業にあつては、2項目以上）定めること。
 - (ハ) 目標値を達成する事業を計画的に推進することができると認められるものであること。
 - (ニ) 財務及び活動の状況からみて、目標値を達成するための事業を的確に遂行することができると認められるものであること。
 - (ホ) ロに掲げる事業の実施に要する費用を原則として全額負担するものであること。
 - (ヘ) 前記各号に掲げるもののほか、別に定めるものに該当すること。
 - ロ 建設業人材育成支援事業の種類
 - (イ) 下記(ロ)から(ハ)までに掲げる事業の対象となる学校等、管轄労働局、ハローワークその他の関係機関で構成する建設業人材育成支援協議会の設置・運営を行うこと。
 - (ロ) 学生等又は高等学校（建設事業関連の学科を置くものに限る。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校の教員に対し、建設事業の役割や魅力を伝えるため、啓発活動又は体験指導を行うこと。
 - (ハ) 学生等又は高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校教員に対し、建設事業への関心を高め、理解を促進するため、建設現場における見学会又は体験実習を行うこと。
 - (ニ) 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の生徒又は学生に対し、建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るため、実践的研修（職業訓練施設その他これに準ずる場所（以下「職業訓練施設等」という。）で行う実践的な技能を習得させるための研修をいう。以下同じ。）又は技能士その他の資格の取得に向けた教育訓練に係る情報若しくは就職若しくは進学に係る情報の提供を行うこと。
 - (ホ) 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の教員に対し、指導力の向上を図るため、実践的研修を行うこと。
 - (ヘ) 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の生徒又は学生に対し、キャリア形成モデル（業種ごとに入職前及び入職後に必要となる資質、職務能力、職務経験、教育訓練及び資格を体系に示したものをいう。）を策定し、提供すること。
- (2) この計画届は、原則として団体が建設業人材育成支援事業を実施しようとする日の属する事業年度の5月末までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この計画届には、団体の定款又は規約及び構成員内訳表（別様式第1号）建設業人材育成支援計画書（写）並びに建設業人材育成支援事業計画内訳書（建助様式第4号別紙）及び建設業人材育成支援事業調査実施結果報告書（別様式10号の2）等を添付して下さい。

2 記入上の注意

- (1) ①「届出者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (2) ④「構成事業主数」欄は、構成事業主数を記入して下さい。
- (3) 「建設業人材育成支援事業計画」欄の「⑩所要費用見込額」は、建設業人材育成支援事業計画内訳書（建助様式第4号別紙）の「所要費用見込額」欄の合計額を記入して下さい。また、建設業人材育成支援事業調査を行う場合は、建設業人材育成支援協議会の事業として「⑥事業の種類」、「⑨実施時期」、「⑩所要費用見込額」欄のみ記入してください。
- (4) 建設業人材育成支援事業の種類は、事業の種類、事業の内容により分類されています。
 - イ ⑤「事業の種類」欄は、分類された事業名を記入して下さい。
 - ロ ⑥「事業の内容」欄は、分類された事業を建設業人材育成支援事業計画内訳書（建助様式第4号別紙）「①事業の内容」欄に基づき内容別に記入して下さい。
- (5) ⑦「現在値」欄は、学生等又は教員における事業の種類の内訳を記入して下さい。
 - イ 「上段：目標a」及び「中段：目標b」欄は、記載は不要です。
 - ロ 「下段：目標c」欄は、団体が任意で設定した目標についての現在値を記入して下さい。
- (6) ⑧「目標値」欄は、学生等又は教員における各事業の種類の内訳を記入して下さい。
 - イ 「上段：目標a」欄は、学生等又は教員における「建設業の理解が深まった割合」ですので80%以上の数値を記載して下さい。
 - ロ 「中段：目標b」欄は、建設系工業高校、建設系専修学校、建設系高等専門学校、建設系大学における生徒及び学生を対象とした、「将来の進路を決めるのに役立つ割合」ですので、80%以上の数値を記載して下さい。
 - ハ 「下段：目標c」欄は、団体が任意で設定した目標について、記載して下さい。
- (7) ⑨「実施時期」欄は、個々の事業を行う年月日又は期間を記入して下さい。
- (8) ⑩「所要費用見込額」欄は、建設業人材育成支援事業計画内訳書（建助様式第4号別紙）の④「所要費用」欄の合計額を記入して下さい。
- (9) ※印欄は、記入しないで下さい。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設雇用改善助成金に係る計画変更届」（建助様式第13号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 届出を行っていない事業の内容を新しく行うとき。
- (2) 所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき。

4 その他

- (1) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (2) 管轄労働局又はハローワークが助成金の支給に関し、必要があると認めるときは、上記1)以外にも調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した届出書等の写し、申請書等の写し、添付書類の原本、所要費用の領収書その他建設業人材育成支援事業の実施の経過を明らかにする書類（建設業人材育成支援事業計画内訳書、建設業人材育成支援事業報告書、及び案内状等の写し等）を支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合、支給した助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。